

企業・医療機関連携マニュアル(事例編：難病)

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例(ガイドラインP.12「様式例集」)の記載例を示すものである。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は疾病の種類や個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

<構成>

事例1 全身性エリテマトーデス(SLE)の診断後、体調面にも配慮しながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例2 潰瘍性大腸炎(UC)の再燃による入院後、一時的な配置転換を行いながら、治療と仕事の両立を目指す事例

事例3 HTLV-1 関連脊髄症(HAM)の診断後、症状の進行に備えて、長期的に治療と仕事の両立に関する方針を検討する事例

※難病の特徴及び治療と仕事の両立支援に当たっての留意事項

- 難病は聞きなれない病名や限られた情報から、「働くことが難しいのではないか」といった誤解を生じやすい。主治医から正しい情報を得た上で、労働者本人と人事労務担当者、産業保健スタッフ、上司等との関係者間で話し合い、関係者ができるだけ納得を得られるような形で対応することが望ましい。特に、難病に対する誤った理解は、無用な差別や、労働者本人のこれまでの就業経験や意向などを考慮しない形での過剰な就業制限につながる恐れがある。こうした対応は、若年の難病患者の場合、職業生活におけるキャリア形成にも影響を及ぼす恐れがある。
- 難病の場合、他者には、痛みや倦怠感、疲労や発熱など症状の有無や程度が外見からは分からない場合が多い。そのため、主治医から正しい情報を得た上で、上司等から労働者本人に声掛けを行うなど、労働者本人が配慮の申出を行いやさしい環境を整えることも重要である。
- 病状によっては急な発熱などの体調の変化も予測されるため、体調不良時に休息できる、急な欠勤に対してもフォローができるなどの体制を整備することが望ましい。また、体調不良時は、早めに受診し主治医の意見を仰ぐことで、体調の悪化を防ぐことが可能であることから、受診に対する申出があった場合には、通院時間の確保等の配慮を行うことが重要である。
- なお、病状や体調が安定している場合であっても、定期的な通院を継続することにより、診察や検査を受けることが重要である。また、定期的な通院に加え、検査のために別途通院が必要となる場合があることに留意する。必要に応じて、事業者は、周囲の同僚等に通院の必要性を説明するなど、理解や協力が得られるよう努めることが望ましい。
- 進行性の疾病の場合、将来に対する不安から過剰反応することなく、進行の見通しを確認し、現在と当分の間の対応と将来への長期的プランを分けて考えることが重要である。
- 症状が進行して従来の業務の遂行が困難になった場合、あるいは困難になる見通しがある場合には、在宅勤務の導入等、勤務形態の変更を検討するなど、労働者本人の意欲と能力を最大限活用できるようにすることも重要である。